

国立環境研究所と各省庁所管の研究機関等との連携・協力強化について

環境省地球環境局

国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター

気候変動適応法(平成30年法律第50号、以下「法」)第11条第2項に基づき、国立環境研究所(以下、「国環研」)は、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(以下「関係研究機関」)と連携することとされています。また、法に基づき定められた気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定、以下「計画」)第1章第4節(3)により、我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備することが位置づけられています。

そこで、法及び計画に基づき、気候変動適応の情報基盤を充実・強化し、国・地方公共団体による適応に関する施策や事業者・国民による適応に関する活動の支援の推進を図ることを目的とし、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」を以下の要領で設置することで、関係研究機関の連携・協力を強化したいと考えております。設置への賛同および構成機関及び構成員の推薦をお願いします。(環境省から各省庁に後日照会させていただきます。)

1. 連絡会議の構成

気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(関係研究機関)の代表者(理事クラスを想定)で構成します。なお、連絡会議の運営上必要があると認めるときは、構成員の了解を得て、構成員以外の参加を認めます。

2. 連絡会議の開催頻度

年1回の開催とします。

3. 連絡会議の庶務

連絡会議の庶務は国環研において処理します。

4. 連絡会議の議題

以下の内容に関し情報共有を行うと共に、より充実した連携協力に向けた議論を行います。

- 関係研究機関の適応に関する取組状況
- 地方公共団体等への気候変動等に関する情報の収集・整理・分析・提供の充実・強化(適応に関する情報基盤(A-PLAT/AP-PLAT)の改善等)
- 必要に応じ、各分野(農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康等)に係る科学的知見を充実させるための、研究会・分科会等の設置
- その他

5. その他

本連絡会議については、適宜気候変動適応推進会議にその開催状況等を報告することとします。